

## 飯田市景観計画の変更等について

飯田市建設部地域計画課

飯田市は、平成 19 年度に景観行政団体となり、良好な景観の育成に取り組むため、飯田市景観条例及び飯田市屋外広告物条例を制定するとともに、飯田市景観計画を策定しました。飯田市景観計画では、良好な景観の育成のための行為に関する基準（景観育成基準）を定めています。

また、飯田市土地利用調整条例を制定し、これらの条例に基づき一定規模の建築物の建築等、開発行為、土地の形質の変更、広告物の設置等の行為について届出等を行う制度とし、総合的な土地利用計画を運用しています。

今般、飯田市は、景観行政団体になって 10 年が経過しようとする中において、リニア中央新幹線開通、三遠南信自動車道開通等の社会情勢の変化を見据え、適切な都市計画の対応や、地域の実情に応じた適正な土地利用の誘導を行う必要があります。

については、地域の特性と個性に応じ、持続可能な地域経営を行うため、飯田市景観計画等について、下記のとおり必要な見直しを行います。

### 記

- 1 太陽光発電施設等の取扱いを定めること（詳細は、資料No. 6 - 2 参照）  
（飯田市景観計画の変更並びに飯田市景観規則、飯田市土地利用調整条例及び同条例施行規則の一部改正）
  - (1) 趣旨
 

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（通称 FIT 法）、長野県景観条例（同条例施行規則）の一部改正に呼応し、適正な開発となるよう市の基準を定める。
  - (2) 取扱いのポイント
    - ・太陽電池モジュールの建設に係る行為を届出対象とする。
    - ・市特有の起伏に富んだ地形に対応し、太陽電池モジュールの高さの最高限度や形態意匠を設定し、高さや配置の基準（景観育成基準）を定める。
    - ・特定開発事業等の基準に土地の安全上必要な措置（技術基準）を定める。
  - (3) 施行予定期日
 

平成 30 年 4 月 1 日
  - (4) 今後のスケジュール
 

9 月 25 日～	パブリックコメント（～10 月 24 日）
10 月 5 日	土地利用計画審議会・都市計画審議会の協議（勉強会）
10 月 5 日	飯田市景観協議会の意見聴取
11 月下旬	土地利用計画審議会・都市計画審議会の審議（諮問・答申）
11 月下旬	市議会第 4 回定例会に「飯田市土地利用調整条例の一部を改正する条例（案）」を議案提出
12 月下旬	条例公布
翌年 4 月 1 日	施行

2 建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の見直し(詳細は、資料No.6 - 3 参照)  
(飯田市景観計画の変更及び飯田市都市計画法施行条例の一部改正)

(1) 趣旨

地域の実情に応じたきめ細かな土地利用のニーズに対応するため、都市計画法等に基づき定められたルールの中で規制の強化又は緩和にも柔軟に対応できるよう、最低敷地面積に関する制限を見直す。

(2) 見直しのポイント

- ・建築物の敷地面積の最低限度が定められた地区計画及び建築協定等の区域については、その面積を最低限度とする(建築協定等は開発面積3,000㎡未満で、良好な景観の形成が図られるものとして認められるものに限る)。

(3) 施行予定期日

平成30年1月1日

(4) 今後のスケジュール

- 9月25日～ パブリックコメント(～10月24日)
- 10月5日 土地利用計画審議会・都市計画審議会の協議(勉強会)
- 10月5日 飯田市景観協議会の意見聴取
- 11月下旬 土地利用計画審議会・都市計画審議会の審議(諮問・答申)
- 11月下旬 市議会第4回定例会に「飯田市都市計画法施行条例の一部を改正する条例(案)」議案提出
- 12月下旬 条例公布
- 翌年1月1日 施行

3 屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域の区域の変更(詳細は、資料No.6 - 4 参照)

(飯田市景観計画の変更及び飯田市屋外広告物条例施行規則の一部改正)

(1) 趣旨

三遠南信自動車道のうち(仮称)龍江ICから(仮称)飯田東ICまでの区間が平成29年度中に開通する予定であり、飯田市の良好な景観又は風致の維持等を図るため、屋外広告物規制地域(禁止地域・許可地域)を指定する。

(2) 変更のポイント

既に指定している中央自動車道及び三遠南信自動車道の両側500m以内の禁止地域及び両側500mを超え1,000m以内の許可地域について、天龍峡ICから飯田市と喬木村の境界までの区域について拡張する。

(3) 施行予定期日

平成30年1月1日

(4) 今後のスケジュール

- 9月～ 地域協議会への意見聴取(～11月10日)
- 10月5日 土地利用計画審議会・都市計画審議会の協議(勉強会)
- 10月5日 飯田市景観協議会の意見聴取
- 10月中旬～ パブリックコメント(1ヶ月間)
- 11月下旬 土地利用計画審議会・都市計画審議会の審議(諮問・答申)
- 12月 景観計画の変更・規則の一部改正
- 翌年1月1日 施行